

新河岸川流域水循環マスタープランの策定に寄せて

新河岸川は、埼玉県の南中部及び東京都の北中部の一部を流域に持つ流域面積411km²（村山・山口貯水池流域21km²を含む）、幹川流路延長34.6kmの荒川水系の支川です。“新河岸”という名前は1638年に発生した川越の大火の復旧に際し、新しく作られた河岸場に由来するといわれています。新河岸川流域内は多くの一級河川の支川があり、それらの支川にも準用河川や普通河川といった多くの分流が合流する網目模様の流域であることが特徴です。

日本国内の水循環に関連する大きな流れとしては、平成7年3月の河川審議会答申「今後の河川環境のあり方について」、平成8年6月の同審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」、及び平成8年12月の同審議会提言「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」を受け、河川法が抜本的に改正されました。そのような中で、平成9年6月に「新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方」について、建設大臣から諮問があり、平成11年3月に答申が出されました。

新河岸川流域での水循環に係る取り組みは、こうした中、平成10年から始まっています。これは、国の進める新しい政策の具体的な先行流域として検討が始まったことを意味しています。検討当時は、水循環に関する取り組みの方法も確立していなかったため、新河岸川の一次支川である柳瀬川流域を対象に検討を始め、平成17年にマスタープランを、平成21年にアクションプランを策定しました。

その後、改めて新河岸川流域全体での水循環の取り組みを展開していくことを目的として、平成27年度に新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会を立ち上げ、3年間の月日をかけて、新河岸川流域の水循環について、様々な関係者と協議を重ねてきました。新河岸川水循環マスタープランは、市民の意見もできる限り反映させるために、市民懇談会や市民部会を組織し、流域の良いところや悪いところなどについて議論を重ねたことは、この検討委員会での活動の大きな特色のひとつだと思います。マスタープランの巻末には、参考資料として市民や自治体担当者の議論の過程も取りまとめています。

平成26年に水循環基本法が施行、平成27年には水循環基本計画が閣議決定されました。「水循環」という言葉が法律に盛り込まれるようになったように、近年は水循環に係る取り組みの重要性が再認識されてきていると感じています。気候変動や人口減少、急激な都市化の緩和など、高度経済成長期の水循環の取り組みとも変わってきています。新河岸川流域水循環マスタープランでは、これらの状況も踏まえて、これから新河岸川流域が向かうべき方向性を示しています。

このマスタープランの掲げる社会の実現に向けては、具体的な取り組みを継続的に実施し、水平展開していくことが重要です。そのためには、マスタープランで培ってきたこの土壌を、今後のアクションプランの検討に引き継いでいくことが肝要だと思います。そして、新河岸川流域での取り組みが、全国の流域が見習いたくなるような先進事例となることを期待しています。

最後に、これまでの関係者の皆様の情熱とご協力に厚くお礼を申し上げます。

平成31年1月
新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会
委員長 守田 優